

佐本捜一発第207号
令和3年3月31日

関係所属長 殿

保 存	5年(令和8年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
特殊事件係	

佐賀県警察本部長

身の代金目的誘拐事件の捜査について（通達）

身の代金目的誘拐事件は、発生頻度は高くないものの、一たび発生すれば、捜査の巧拙が直接被拐取者の生命を左右する重大な犯罪であり、その対応には多くの困難を伴う。このため、警察庁から「身の代金目的誘拐事件の捜査について（通達）」（令和3年3月25日付け、警察庁丁捜一発第34号）が発出されたところであるが、関係所属においては、下記事項に留意の上、あらかじめ捜査体制を確立するとともに、実戦的訓練を反復実施するなどして、捜査の万全を期されたい。

なお、「身の代金目的誘拐事件の捜査について（通達）」（平成28年3月15日付け、佐本捜一発第241号）は、廃止する。

記

1 基本方針

身の代金目的誘拐事件（容疑事案を含む。以下同じ。）の捜査に当たっては、「被拐取者の迅速な安全救出」を図ることを基本方針とする。

2 幹部の指揮掌握

身の代金目的誘拐事件の捜査は、特に幹部の状況判断と迅速・的確な捜査指揮が必要であることから、幹部は、事件の実態及び捜査の推移を確実に把握し、あらゆる事態に対処し得る態勢を確立して、捜査指揮に万全を期すること。

3 被害者家族等との協力関係

捜査に当たっては、被害者家族等（被拐取者の家族その他の被拐取者の安否を憂慮する者をいう。）の心情を十分尊重するとともに、捜査に対する理解と協力を得られるよう配慮すること。

4 報告

身の代金目的誘拐事件を認知したときは、直ちに、その概況を捜査第一課特殊事件捜査係に電話報告するとともに、その後の捜査経過を逐次報告すること。

5 訓練の実施

身の代金目的誘拐事件の捜査には、迅速・的確な指揮と高度な技術が求められるが、この種事件の発生頻度は必ずしも高くなく、経験を踏まえた能力向上が困難なことから、関係部門と連携した実戦的な誘拐事件捜査訓練を反復実施して、問題点の把握及びその克服に努めること。